刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年新座市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後 改 正

- 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する 者には、前条第1項の規定にかかわらず、当 該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲 げる者にあつては、その支給を一時差し止め た期末手当)は、支給しない。
 - (1) · (2) [略]
 - (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該 基準日に対応する支給日の前日までの間に 離職した職員(前2号に掲げる者を除く。) で、その離職した日から当該支給日の前日 までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたも
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 「略]

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する 者には、前条第1項の規定にかかわらず、当 該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲 げる者にあつては、その支給を一時差し止め た期末手当)は、支給しない。

前

- (1) · (2) [略]
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該 基準日に対応する支給日の前日までの間に 離職した職員(前2号に掲げる者を除く。) で、その離職した日から当該支給日の前日 までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) [略]

2 「略]

- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の 各号のいずれかに該当するに至つた場合には、 速やかに当該一時差止処分を取り消さなけれ ばならない。ただし、第3号に該当する場合 において、一時差止処分を受けた者がその者 の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現 に逮捕されているときその他これを取り消す ことが一時差止処分の目的に明らかに反する と認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合

(2)·(3) [略] 4·5 [略]

- 2 「略]
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の 各号のいずれかに該当するに至つた場合には、 速やかに当該一時差止処分を取り消さなけれ ばならない。ただし、第3号に該当する場合 において、一時差止処分を受けた者がその者 の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現 に逮捕されているときその他これを取り消す ことが一時差止処分の目的に明らかに反する と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止 処分の理由となつた行為に係る刑事事件に 関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)·(3) [略] 4·5 [略]

(新座市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 新座市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年 新座市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(欠格条項) 第4条 次のいずれかに該当する者は、団員になることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (2) [略]	(欠格条項) 第4条 次のいずれかに該当する者は、団員になることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 (2) [略]

(新座市特別職で常勤の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 新座市特別職で常勤の職員の給与等に関する条例(昭和44年新座市条 例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

	改 止 前
第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者	第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者
には、前条第1項の規定にかかわらず、当該	には、前条第1項の規定にかかわらず、当該
各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ	各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ
る者にあつては、その支給を一時差し止めた	る者にあつては、その支給を一時差し止めた

期末手当)は、支給しない。

- (1) · (2) 「略]
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給 日の前日までの間に離職した者(前2号に 掲げる者を除く。)で、その離職した日か ら当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上 の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 第6条の3 市長は、支給日に期末手当を支給 することとされていた者で当該支給日の前日 までに離職したものが次の各号のいずれかに 該当する場合は、当該期末手当の支給を一時 差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) [略]
- 2 [略]
- 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合

(2) · (3) [略]

4 · 5 [略]

期末手当)は、支給しない。

- (1) · (2) 「略]
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 第6条の3 市長は、支給日に期末手当を支給 することとされていた者で当該支給日の前日 までに離職したものが次の各号のいずれかに 該当する場合は、当該期末手当の支給を一時 差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) [略]
- 2 「略]
- 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者で、一時差止処分を受けた者がその現に逮捕されているときその他これを取り消するとが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合

(2) · (3) [略]

4・5 [略]

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年新座市条例第8号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改

正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後 改 正 前

- 第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者 には、前条第1項の規定にかかわらず、当該 各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ る者にあつては、その支給を一時差し止めた 期末手当)は、支給しない。
 - (1) · (2) [略]
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給 日の前日までの間に離職した者(前2号に 掲げる者を除く。)で、その離職した日か ら当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上 の刑に処せられたもの
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 第6条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) [略]
- 2 「略]
- 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合

- 第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者 には、前条第1項の規定にかかわらず、当該 各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ る者にあつては、その支給を一時差し止めた 期末手当)は、支給しない。
 - (1) · (2) 「略]
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 第6条の3 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) [略]
- 2 「略]
- 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合

	(2) • (3)	
4 · 5 [略]	4 · 5	[略]

(新座市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 新座市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成8年新座市条例第15 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(罰則)	(罰則)
第15条 第12条の規定に違反して秘密を漏	第15条 第12条の規定に違反して秘密を漏
らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円	らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以
以下の罰金に処する。	下の罰金に処する。

(新座市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部改正)

第6条 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例(平成15年新座市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(罰則)	(罰則)
第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、	第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、
2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金	2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に
に処する。	処する。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
第22条 第16条第1項の規定による命令に	第22条 第16条第1項の規定による命令に
違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100	違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万
万円以下の罰金に処する。	円以下の罰金に処する。

(新座市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 新座市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年新座市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後 改 正 前

附 則

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第47条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。

(1) · (2) [略]

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して 知り得たこの条例の施行前において旧実施機 関が保有していた旧条例第2条第5項に規定 する保有個人情報をこの条例の施行後に自己 若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提 供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁</u> 刑又は50万円以下の罰金に処する。 附則

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第47条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) · (2) 「略]

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して 知り得たこの条例の施行前において旧実施機 関が保有していた旧条例第2条第5項に規定 する保有個人情報をこの条例の施行後に自己 若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提 供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処

せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた 者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施 行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴を された者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第16条の 3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限 る。)の規定、第3条の規定による改正後の新座市特別職で常勤の職員の給与 等に関する条例第6条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項 (第3号に係る部分に限る。)の規定並びに第4条の規定による改正後の教育 委員会教育長の給与等に関する条例第6条の3第1項(第1号に係る部分に限 る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘 禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、 この案を提出するものである。